

平成 29 年 1 月 30 日

各 位

株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア
代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也
(コード番号：3823 東証マザーズ)
問 合 せ 先： 取 締 役 副 社 長 國 吉 芳 夫
電 話 番 号： (0 3) 5 7 9 3 - 1 3 0 0

株式会社渋谷肉横丁の株式取得（子会社化）の基本合意書締結に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社渋谷肉横丁（以下、「渋谷肉横丁」という。）の株式を取得し、子会社化することについて基本合意書を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 株式の取得の理由

当社グループは、インターネット技術を生かしたスマートフォン向けサービスを実現する基盤技術（プラットフォーム）の提供やコンテンツサービス（スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供）を主な事業とし、第 4 次産業革命とも言われる IoT 関連技術の中長期的な市場成長を見込みインターホン向け IoT システムや動画関連サービス、また子会社が行うインターネット社会に不可欠なセキュリティ関連事業等を展開し、インターネット関連事業を中心に安定的な収益確保と中長期的な成長に向けた事業基盤の確立を図っております。

しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在し、早期の黒字化に向け抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。

当社グループの既存のソリューションやソーシャルゲーム等のコンテンツによる事業展開だけでは、その成長速度に限界があり、十分な成長が望めない可能性があります。より成長の速度を上げ早期の黒字化を達成し、高水準の利益を実現していくためには、当社グループの事業分野とシナジー効果のある事業の取得を積極的に進めていくことが不可欠であると考えております。

この度取得予定の渋谷肉横丁が実施する予定の事業は、若者が集まる「渋谷センター街」という好立地を生かし、年間約 40 万人が来店する事業であり、当社はこの来店者数を当社の得意とする IT 技術に結びつけ、若者向けゲーム事業での集客基盤として活用を図るほか、実店舗を集めたオフラインの場である「肉横丁」にオンラインの「インターネット」を結びつけて効果的なマーケティングを行う O2O や店舗内にセンサを設置して IoT 利用の集客を推進していくなど新たな事業展開をすることにより、当社の事業とシナジー効果を発揮できると考えております。

当社は当社グループの業容を新たな市場に拡げ、収益を確保するため、渋谷肉横丁の株式を取得し、子会社化するための基本合意書を締結することを本日開催の当社取締役会にて決議いたしました。本日発表しました「第三者割当により発行される新株式及び第8回新株予約権の募集に関するお知らせ」とおり、当社は、本件第三者割当の調達資金により、平成29年2月末日に渋谷肉横丁の株式を取得し、完全子会社化する予定です。

当社グループでは、既存事業の展開を市場動向に合わせ機動的に進めていくと同時に、新たな事業の取得を積極的に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるため、渋谷肉横丁の株式を取得し子会社化することとしました。

2. 異動する子会社（株式会社渋谷肉横丁）の概要

(1)	名 称	株式会社渋谷肉横丁	
(2)	所 在 地	東京都渋谷区宇田川町 36-2	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 國吉 芳夫 代表取締役 塩田 直彦	
(4)	事 業 内 容	不動産のサブリース、売買、賃貸、管理及び仲介、飲食店の経営	
(5)	資 本 金	10 百万円	
(6)	設 立 年 月 日	平成 29 年 1 月 16 日	
(7)	大株主及び持株比率	田邊 勝己 (100.0%)	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当該会社の主要株主である田邊勝己氏は、本日公表の「第三者割当により発行される新株式及び第8回新株予約権の募集に関するお知らせ」における割当予定先であります。
		人 的 関 係	当社取締役副社長 國吉芳夫が当該会社の代表取締役であります。
		取 引 関 係	該当事項はありません。

(注)当該会社は平成29年1月16日に設立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。

渋谷肉横丁が実施する予定の事業（以下、「本事業」という。）は、渋谷ちとせ会館との賃貸借契約を締結し、26の区画に分割した上で各区画に入居する店舗とサブリース契約を締結することにより収益を得る、サブリース事業を中核事業としており、平成22年9月に株式会社プロキューブ（東京都渋谷区宇田川町36-2、代表取締役 塩田直彦、以下、「プロキューブ」という。）によって始められ、平成28年6月にゼクシンク株式会社（東京都品川区小山1-8-8、代表取締役 鳥居厚志、以下、「ゼクシンク」という。）が譲り受けております。

株式取得の相手先（以下、「株式取得先」という。）は平成25年12月にプロキューブの全株式を取得し、本事業をゼクシンクに移転した上で平成28年8月にゼクシンクの全株式を取得してあります。平成28年6月にゼクシンクに本事業を移転したのは、本事業の店舗に入居している店子から店舗の施工業者に対するクレームがあり、ゼクシンク代表の鳥居厚志氏がこの種の対応にノウハウを持つため店子と施工業者との仲介を務めることを目的としていたとのことですが、この譲受けは前述の賃貸借契約及びサブリース契約における一方の主体をプロキューブからゼクシンクへ切り替えることにより行わ

れ、株式取得先が支配株主となることを前提にゼクシンクへ本事業を移転させることを目的としていたため、本事業の移転に伴う対価は発生させていないとのことです。

なお、現時点ではゼクシンクとのサブリース契約ではなく、プロキューブとの契約を残した上で、ゼクシンクとプロキューブで「賃貸借の地位の変更についての確認書」という確認書を取り交わしております。移転後の平成 28 年 8 月にゼクシンクの株式は、i・コンサルティングが取得してから同日に、株式取得先が i・コンサルティングから取得しております。このような形を取ったのは、株式取得先がプロキューブの全株式を取得した後、株式取得先が支配する i・コンサルティングが渋谷肉横丁の事業を支援し成長させるための投資負担をしていた経緯があり、これが実質的に株式取得先の取得原価になるため、ゼクシンクからの株式譲受けは i・コンサルティングが行い、同日、i・コンサルティングが負担していた新店舗の出店費用や新店舗取得のための信用供与などの対価を別途事業譲渡代金とすることにより、株式取得先が将来、株式を第三者に売却するにあたっての取得原価を明確化する必要があったことから、i・コンサルティングと株式取得先の株式譲渡契約書には別途合意する事業譲渡の対価を記載する必要があったとのことです。

渋谷肉横丁の取得にあたっては、まず株式取得先を株主として渋谷肉横丁を設立した上で、本事業に係る主要な人材である本事業を立ち上げた塩田直彦氏（以下、「塩田氏」という。）が渋谷肉横丁の代表取締役の一人として就任しております。また、ちとせ会館との賃貸契約、店子とのサブリース契約、直営店である川越肉横丁の委託契約についてはゼクシンク社の契約解除及び渋谷肉横丁による新規契約締結により切り替え、「肉横丁」の文字及びロゴマークに関する商標権は塩田氏から権利を譲渡し、関連する店舗内装資産などをゼクシンクとの譲渡契約により移し、それらが完了した後に取得する予定です。なお、関連する店舗内装資産などについては今後個別に特定を進めて行くこととしております。このような手法をとるのは、ゼクシンクは本事業以外にも事業を保有しているためゼクシンク社を取得する形にはできなかったこと、また、ゼクシンクの支配株主である株式取得先が、渋谷肉横丁を設立することにより、両社の支配株主が同一になるため、株主主導で本事業の移管を進められること、及び本事業の移管が確認できてから当社が取得できるようにするためです。なお、現在商標権は塩田氏個人が保持しており、塩田氏とゼクシンクの間で使用許諾契約は存在せず、塩田氏との信頼関係によって許諾されております。このような形となっているのは、当該商標権は本事業に当然に含まれる権利であり、その対価は株式取得先がプロキューブを取得した際に塩田氏に支払い済みであるとの暗黙の合意があり、株式取得先は本事業の運営を塩田氏に任せていたため、商標権の手続きについては特に拘らなかつたからであるとのことです。今回、アクロディアが渋谷肉横丁を取得するにあたっては、そのような信頼関係に依拠するのではなく、あらかじめ当該商標権を無償で渋谷肉横丁に移転してから取得する考えです。

また、株式取得先は 10 百万円の資本金で設立した渋谷肉横丁を 574 百万円で売却することとなりますが、平成 25 年にプロキューブの全株式を取得して以降、本事業に必要な資金を投じるなど、本事業を支援してきております。また、本事業の価値は独立した第三者の算定書を入手した上で評価しておりますが、本事業のこれまでの集客実績を鑑みると、今後の事業成長の余地があり、574 百万円との算定は合理性があるものと考えております。渋谷肉横丁には渋谷肉横丁の株式取得を前提として当社の取締役副社長の國吉芳夫が代表取締役として就任しており、本事業の渋谷肉横丁への移管を確認した上で取得することができると考えております。

なお、当社取締役副社長の國吉芳夫は取得予定先の代表取締役であるため、本件株式取得において利害関係者となるため、本日（平成 29 年 1 月 30 日）開催の当社取締役会決議には参加いたしません。

3. 株式取得の相手先の概要

(1) 氏名	田邊 勝己
(2) 住所	東京都千代田区
(3) 上場会社と当該個人の関係	本日公表の「第三者割当により発行される新株式及び第8回新株予約権の募集に関するお知らせ」における割当予定先であります。 また、当社の借入先であるi・コンサルティングの実権者である旨、レストルジャパン21の調査報告書で確認しております。 なお、当社がi・コンサルティングから借入れた資金の金主は当該個人及び別会社であるとのことですが、金主からの借入金額及び利率等の条件、金主から直接でなくi・コンサルティングからの借り入れとなった理由については確認できませんでした。なお、レストルジャパン21の調査報告では、当該個人のグループがその別会社を取得したとも考えられるとのことですが、当該個人からは資本関係を含め支配関係はないと聞いております。

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%)
(2) 取得株式数	200株 (議決権の数：200個)
(3) 取得価額	株式会社渋谷肉横丁の普通株式 574百万円 算定費用等(概算額) 2百万円 合計(概算額) 576百万円 ※上記の取得価額は、変更となる可能性があります。変更があった場合は、適時に開示いたします。
(4) 異動後の所有株式数	200株 (議決権の数：200個) (議決権所有割合：100.0%)

(注) 当該事業の算定根拠については、本日(平成29年1月30日)に公表の「第三者割当により発行される新株式及び第8回新株予約権の募集に関するお知らせ」の3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途 ② 渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用等の(取得価格の算定根拠)をご参照ください。

5. 日程

(1) 取締役会決議日	平成29年1月30日
(2) 基本合意契約日	平成29年1月30日
(3) 契約締結日	平成29年2月28日(予定)
(4) 株式譲渡実行日	平成29年2月28日(予定)

6. 今後の見通し

本件による当期業績に与える影響については現在精査中であり、判明次第速やかにお知らせいたします。

以上